

2006年（平成18年）度
人事・給与等業務・システム最適化実施状況報告書

1. 人事・給与等業務・システムの概要

項目	内容
個別管理組織担当課室名	・ 人事院職員福祉局参事官室（電子化推進担当） ・ 総務省人事・恩給局総務課
府省全体管理組織担当課室名	・ 人事院事務総局総務課 ・ 総務省大臣官房企画課
対象期間	2006年4月1日～2007年3月31日
最適化工程の段階	設計・開発段階

○業務の対象

人事・給与等業務は、各府省等が実施している採用、人事異動、退職、分限、懲戒、保健、昇格・昇給等による俸給決定、扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当等の申請・認定、給与の支給（月次給与計算、期末・勤勉手当計算、年末調整等）、勤務時間・休暇、人事・給与関係の調査、共済組合の組合員資格及び被扶養者の申告・認定、標準報酬等級の決定などに係る業務である。

2. 最適化実施状況

2006年（平成18年）度における人事・給与等業務・システムの最適化に係る事務は、「人事・給与関係業務情報システム」（以下「新システム」という。）の導入・運用に関する事務として、プログラム保守・改修等事業者の選定及び実施、府省公開等実施支援業務事業者の選定及び実施、人事院における分散型システムの導入及び試行運用、管理運用方式の検討、府省連絡協議会等の設置及び運営、システムの集中化による運用の基本構想策定に関する支援事業者の選定及び実施を行った。

各事務の実施状況は、以下のとおり。

(1) プログラムの保守・改修等

ア プログラム保守・改修等事業者の選定及び実施

（最適化の実施内容）

プログラム保守・改修等事業者の選定及び実施

（最適化の実施状況）

(ア) 2006年（平成18年）3月7日から3月27日に「人事・給与関係業務情報システムのプログラム保守・改修等の委託仕様書（案）」に対する意見招請を実施し、4月4日第1回技術審査委員会を開催して、仕様書、総合評価基準及び提案書作成要領の審査を行った。

(イ) 2006年（平成18年）4月11日に「人事・給与関係業務情報システムのプログラム保守・改修等の委託」に関する入札公告を実施し、応募のあった1件の提案について、5月29日第2回技術審査委員会を開催して技

術評価を行い、6月1日にプログラム保守・改修等実施事業者(富士通(株))と委託契約を締結した。

(ウ) 既存のプログラム資産に関する保守及び制度改正等に起因するプログラム改修を、次のとおり実施した。

① 既存のプログラム資産に関する保守

保守性の向上の観点から、ドキュメント体系の見直しやプログラム内部に保有している定数を外部から情報を設定できるようパラメータ方式に変更するなどの改修を行った。

また、先行導入府省での稼働検証及び試行運用段階において発生したプログラムの不具合について、プログラム修正を行った。

② 一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員共済組合法の改正に伴うプログラム改修

主なプログラム改修としては、昇給制度の改正に伴い昇給決定に係る昇給区分判定(極めて良好、特に良好、良好、やや良好でない、良好でない)を職員の勤怠情報から自動判定を可能とし、評価者の判定を支援するための機能を実装した。

また、給与制度の改正に伴い、広域異動手当支給割合の自動判定、俸給の特別調整額の経過措置支給割合を算定するための機能を実装したほか、扶養手当改正及び管理職員特別勤務手当改正に伴う対応として、共通コード・テーブル等の修正を実施した。

さらに、国家公務員共済組合法の改正に伴い、標準報酬月額等の等級の変更や標準期末手当等の額の上限の変更を実施した。

イ 情報の電子化と処理の自動化

(最適化の実施内容)

- ① 業務処理に係る様式、記載事項、用語の統一等を図った上、別表1に掲げる人事・給与等情報を電子化する。
- ② 電子化された情報等を基礎に、情報の転記や計算事務を含む別表2に掲げる業務について、その全部又は一部の自動化を図る。
- ③ システム上で人事異動案を作成することにより、人事異動通知書の作成や人事記録の更新を自動化する。
- ④ 人事・給与等業務における職員への通知については、原則として電子的に行う。

(最適化の実施状況)

各実施内容についてのシステム実装状況は、次のとおり。

① 人事・給与等情報の電子化

最適化計画別表1に記載(41項目)の情報の電子化に関する実施状況は、次のとおり。

システムに機能を実装することで対応済34項目、一部システム機能実装済3項目、制度改正による機能廃止1項目、各府省の意向の再確認が必要な事項3項目の計41項目

② 業務の自動化

最適化計画別表2に記載(44項目)の業務の自動化に関する実施状況は、次のとおり。

システムに機能を実装することで対応済26項目、一部システム機能

実装済7項目、未実施3項目、各府省の意向の再確認が必要な事項7項目、他システムとの連携・調整が必要な事項1項目の計44項目

- ③ 人事異動通知書の作成機能及び人事記録更新機能システムに機能を実装することで対応済。
- ④ 人事・給与等業務の職員通知の電子化システムに機能を実装することで対応済。

ウ データの総合的な利活用

(最適化の実施内容)

- ① 職員情報の重複登録や別表3に掲げる事務を不要にし、事務処理の効率化、合理化を図る。
- ② 職員情報(官署、氏名、住所、生年月日、扶養親族の氏名、続柄、扶養親族の生年月日等)を一度登録することにより、職員情報データベースを基に、例えば、扶養手当の申請時においては、勤務官署、官職、氏名、扶養親族の氏名、続柄、扶養親族の生年月日、同居・別居の別等は自動的に記載され、職員による記載が必要な事項を「変更事由」のみとする。
- ③ 職員から申請される各種手当の届出について、届出・申請処理システムにより、自動的に処理し認定簿を作成できるようにする。
- ④ 府省等間で流通する人事・給与等の情報(別表4参照)について、府省等間のデータ送受信を可能にし、事務処理の効率化、合理化を図る。
- ⑤ 人事・給与部門以外の組織等との情報授受事務(別表5参照)については、電子データを活用し、事務処理の効率化、合理化を図る。

(最適化の実施状況)

- ① 不要とする事務
最適化計画別表3に記載(8項目)の不要とする事務については、システムに機能を実装することで対応済。
- ② 届出及び手当申請時における職員情報の利活用
個別の申請機能においては、認定された情報を利用した仕組みをシステムに実装済。また、結婚、出産等の事象別の申請機能においては、入力した情報を利用した仕組みをシステムに実装済。
- ③ 認定簿作成の自動化
扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当に係る認定簿作成機能をシステムに実装済。
- ④ 府省等間のデータ送受信
最適化計画別表4に記載(28項目)の府省等間のデータ送受信に関する実施状況は、次のとおり。
システムに機能を実装することで対応済14項目、未実施11項目(統計報告業務等)、各府省の意向の再確認が必要な事項2項目、他システムとの連携・調整が必要な事項1項目の計28項目
- ⑤ 人事・給与部門以外の組織等との情報の授受
最適化計画別表5に記載(6項目)の人事・給与部門以外の組織等との情報の授受に関する実施状況は、次のとおり。
他システムとの連携・調整が必要な事項4項目、廃止2項目の計6項目

エ 業務処理手続等の簡素化

(最適化の実施内容)

- ① 扶養手当、住居手当、単身赴任手当に添付する証明書類について、既に提出しているものがある場合には、当該書類の添付を省略することができる。
- ② 他府省等から異動してきた職員の扶養手当、住居手当等については、異動時の新たな届出は不要とする。また、異動時に認定要件を具備しているかを確認する手続については、事務担当者による確認で足りるものとし、認定要件確認の決裁手続は不要とする。
- ③ 人事・給与等業務を処理する上で必要な決裁については、必要最小限度に簡素化する。
- ④ 国家公務員給与等実態調査等については、各府省等の職員情報データベースに収録されているデータは、同データベースから自動的に抽出し、人事院等が整備・運用する人事情報共通データベースに送信することにより、データ作成等の事務を原則として不要とする。

(最適化の実施状況)

- ①、② システムの機能として、重複する証明書類等の添付を省略できるよう、事象別申請機能（同一事象に起因する複数の申請）をシステムに実装することで対応済。
- ③ 決裁事務の簡素化に対応するためのワークフロー機能をシステムに実装することで対応済。
- ④ 国家公務員給与等実態調査等の統計報告業務のシステム化は未実施。

オ システム導入に伴うその他の施策

(最適化の実施内容)

- ① 各府省等は、給与の支給について、職員の協力を得て、全額振込化を更に推進する。
- ② 民間金融機関の協力を得て、民間金融機関のインフラ整備に合わせて、官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)との連携を図りつつ、各府省等は、給与支払業務を現行の「資金前渡官吏による分散型」から「センター支出官による集中型」に切り替えるなどの措置を講ずる。

(最適化の実施状況)

- ① 給与支給の全額振込化
全府省等の全額振込率 99.9%。(平成 18 年 3 月期調査結果)
- ② センター支出官による集中型への切替などの措置状況
措置が講じられていない。

(2) システムの府省公開等実施支援業務事業者の選定及び実施

(実施内容)

システムの府省公開等実施支援業務事業者の選定及び実施

(実施状況)

ア 各府省担当者がこれまで開発したシステムの操作性、機能等を掌握し、府省共通システムとして実装する機能の過不足を検討することを目的として、2006 年(平成 18 年)6 月 5 日、「人事・給与関係業務情報システムの府省公開等に係る実施支援の委託」を支援事業者(富士通(株))と委託契約を

締結した。

イ 2006年(平成18年)6月から8月の3か月間をかけて、各府省担当者に対しシステムを公開し、各府省から改善に向けての意見・要望等を聴取した。その結果、関係府省より1000件以上の改修要望が提出された。

ウ このため、関係府省から提出された改修要望を整理するとともに業務適合分析を実施し、改修要望への対応や今後のシステム改修の方向性について検討を行った。

(3) 先行導入府省における分散型システムの導入及び試行運用

(実施内容)

先行導入府省における分散型システムの導入及び試行運用

(実施状況)

人事院においては、毎月の人事異動や月次給与計算等の人事・給与業務、共済業務、宿舍業務等について、前年度に引き続き試行運用を行った。また、一般職員の届出申請等に係る機能については、2006年(平成18年)4月から分散型システムの利用を開始した。

総務省においては、2006年(平成18年)10月に分散型システムを導入し、データ移行作業等を実施した。

(4) 管理運用方式の検討

(最適化実施内容の変更)

管理運用方式の検討

(各府省等は、個々に整備・運用していた人事・給与等業務に係る既存のシステムを2007年度末(平成19年度末)までに、人事・給与情報システムに更新する。)

(最適化実施内容の変更状況)

骨太方針2006(H18年7月7日閣議決定)において、「最適化計画に示された運用経費の削減及び業務処理時間の削減を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す」とされたことを踏まえ、内閣官房より、システムを集中的に管理運用する「集中管理型」への移行を含め、一層効果が上がるよう必要な見直しを行う必要があるとの考えが示された。

このため、これまでの計画であった各府省がそれぞれシステムを管理運用するいわゆる「分散型」から「集中管理型」へシステム移行する可能性も出てきたことに伴い、手戻りになる可能性のある部分の平成18年度予算執行や平成19年度予算要求は行わないこととし、この旨を各府省に対し要請した。

(5) 人事・給与関係業務情報システム関係府省連絡協議会等の設置及び運営

(実施内容)

人事・給与関係業務情報システム関係府省連絡協議会等の設置及び運営

(実施状況)

これまでのシステム開発等が、必ずしも各府省と十分に合意が得られた中で進められたとは言い難い状況であったことや管理運用方式の見直しが必要であることを踏まえ、内閣官房と連携・協力して、「人事・給与関係業務情報システム関係府省連絡協議会」を2006年(平成18年)9月に設置した。

また、その下部組織として実務的検討を行うワーキンググループを設置し、システム運用方式、運用の在り方、当面する検討課題・処理方針などについて検討を行った。

(6) システムの集中化による運用の基本構想策定に関する支援事業者の選定及び実施

(実施内容)

システムの集中化による運用の基本構想策定に関する支援事業者の選定及び実施

(実施状況)

- ア 骨太方針 2006(H18 年 7 月 7 日閣議決定)を踏まえ、一層効果が上がるよう必要な見直しをシステムの集中化への移行を含め検討することとされたことから、集中化方式によるシステム運用の方向性や組織体制、提供機能などを検討し、運用の基本構想を策定することを目的として、2006 年(平成 18 年)12 月 21 日に「人事・給与関係業務情報システムの集中化による運用の基本構想策定の委託」に関する企画募集公告を実施し、応募のあった 2 件の企画案について総合評価を行い、2007 年(平成 19 年)1 月 25 日に支援事業者(伊藤忠テクノソリューションズ(株))と委託契約を締結した。
- イ 運用の基本構想の策定に当たっては、各府省との協議を踏まえ決定し、各府省に対し、「人事・給与関係業務情報システムの集中化による運用の基本構想書」を配布し、周知した。

3. その他

特になし